

諮問第 4 6 4 号

立川市錦町の温泉掘削について

- | | | |
|---|-----|-------------------------|
| 1 | 申請者 | 株式会社立飛ホールディングス |
| 2 | 目的 | 新規温浴施設へ供給及び既存施設への配湯（浴用） |
| 3 | 申請地 | 立川市錦町地内 |
| 4 | 地目 | 宅地 |

 掘削工事

- | | |
|---------|----------------|
| ゆう出路の口径 | 199.9 ～151.0mm |
| ゆう出路の深度 | 1500 メートル |
| 施工方法 | ロータリー式垂直掘削 |

 利用計画（予定）

- | | |
|------|--------------|
| 施設概要 | 温浴施設及び配湯 |
| 揚湯量 | 112 立方メートル／日 |

 申請地周辺の状況等（図 1 ～ 3 及び写真①～③）

- | | |
|-----------------|---|
| 土地 | 申請者所有 |
| 周辺概況 | J R 南武線西国立駅から西に約 40m。周辺は住宅や病院、商業施設等が立地する。
既存建物をリニューアルし、宿泊施設とする予定 |
| 既存源泉等（半径 1km） | なし |
| 水道水源井戸等（半径 1km） | なし |
| 湧水（半径 1km） | あり（図 2 参照） |

 他法令関係

特になし

 可燃性天然ガス対策

噴出のおそれのある地域に該当するため、敷地境界から 8 メートル以上の離隔距離を確保する。

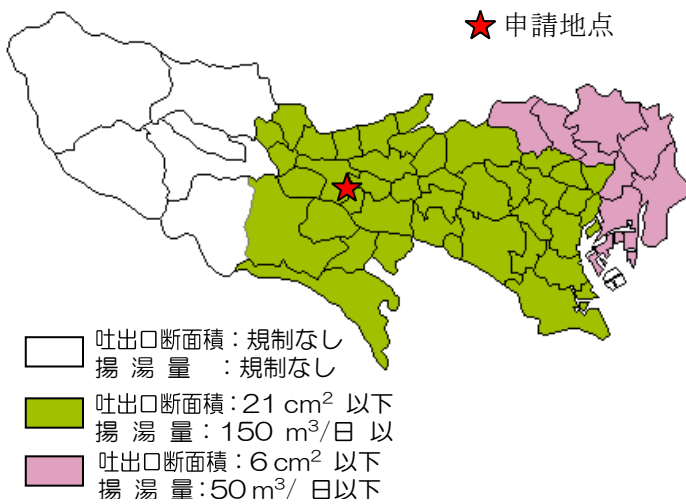


図1 申請地（広域図）



図2 周囲1 km 付近の様子



図3 詳細図（撮影方向）



①申請地点



②申請地点周辺



③申請地点周辺

立川市錦町の温泉掘削について
(事業者説明資料)

●掘削地点

地番：東京都立川市錦町一丁目2991番12



●掘削目的

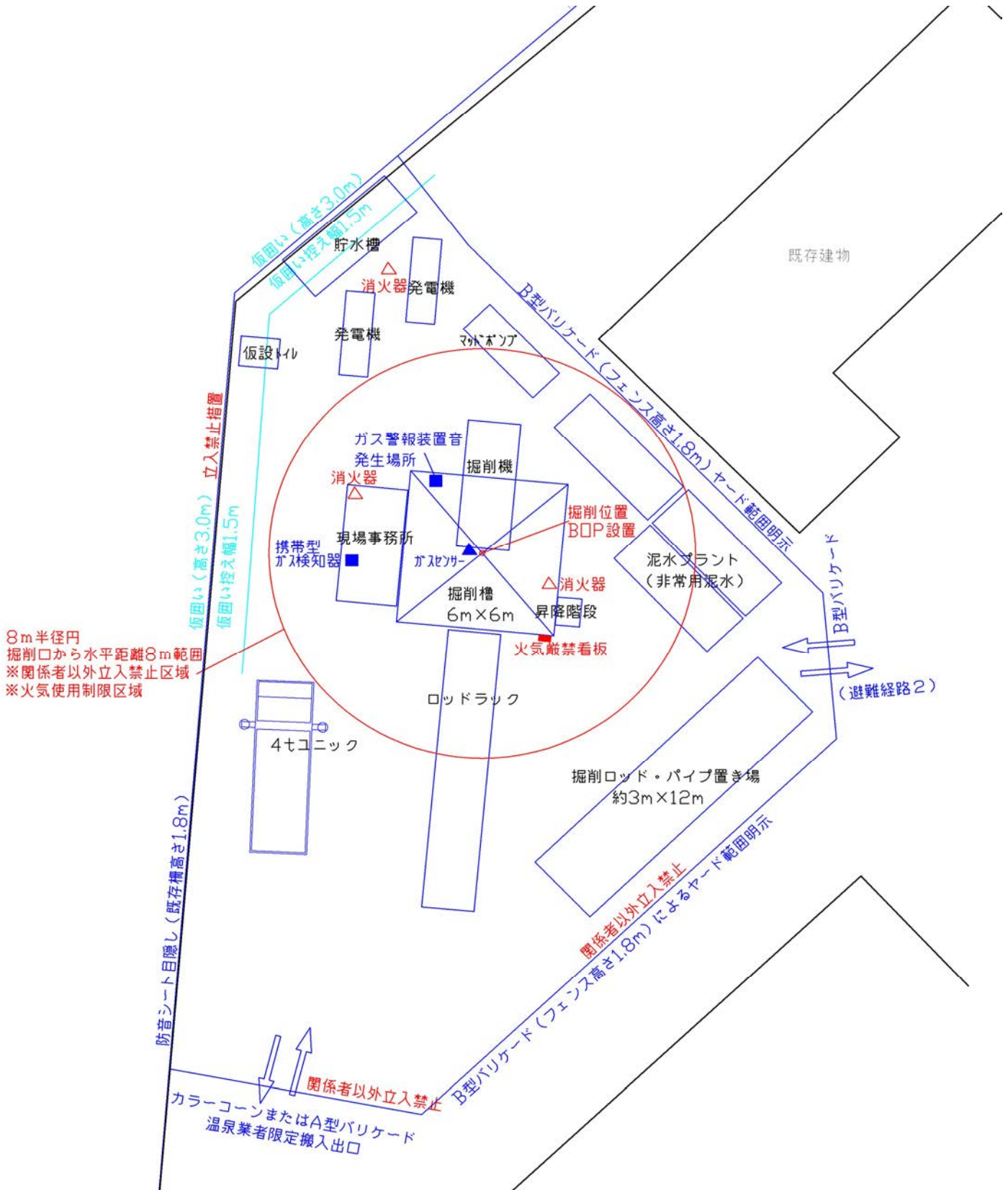
・計画予定の宿泊施設の浴用及び既存施設へ配湯し、利用する計画です。

● 施工計画

(1) 可燃性天然ガス対策

温泉法の可燃性天然ガスの安全対策より

- ・掘削孔の位置は、敷地境界から8m以上離す
- ・ガス噴出防止装置を備え付ける
- ・ガス測定器、消火器を設置する
- ・毎作業日に1回以上、メタン濃度を測定・記録する。



●環境対策等

・廃棄物の処理

温泉掘削工事で発生する廃泥土に関して、貯泥タンクに一時貯留、バキューム車にて搬出、産業廃棄物として処理する。泥水の現場周辺への流出には特に注意し、土嚢袋による流出防止堰を養生設置し、場外への流出防止に努める。

・騒音振動等公害対策と近隣への対応

現場周囲は仮設万能塀にて取囲む。必要に応じて掘削機材の動力源であるモーター部や櫓周りは防音シートにて養生する。発電機は超低騒音型を使用する。苦情については早急に対策案を作成し、関係者と協議する。騒音・振動に関する苦情は速やかに測定を行い、現況を確認すると共にその状況に応じた対応を行う。

・関係法令・関係機関との協議

各種法令や環境への配慮について、関係部署と協議した結果、特段の規制はありませんが、湧水及び水道水源井戸への影響へ配慮した施工計画(浅層の遮水等)をする旨を受けました。
※施工計画として、0～600mまではフルホールセメンチングをした計画とします。

(3)揚湯試験

揚湯試験内容は環境省自然環境局の温泉資源の保護に関するガイドライン(平成26年4月)に基づいて下記の4項目とする

1. 予備揚湯試験

濁水の排除を十分に行うとともに、続く段階揚湯試験の基礎資料を得る。
調査期間は1日程度を目処とする。

2. 段階揚湯試験

揚湯量を5段階以上に区分し、揚湯量と水位降下量の関係をQ-s曲線図に示し、温泉井の限界揚湯量を求める。各段階の揚湯時間は原則として、水位がほぼ安定するまで実施し、1段階の揚湯時間を最低1時間以上の揚湯時間とするが、調査時間を延長して水位が安定しない場合は、おおよその水位の安定をもって次の段階に移行せざるを得ない場合もある。

1時間当たりの水位変動量が全体水位変化量のおおむね0.2%以内となるまでとする。

3. 連続揚湯試験

段階揚湯試験で得られたデータを基に、採取制限量が定められている場合では、その制限量の範囲内で、試験実施者がその源泉で適正と算出した量又は将来的に採取することになる計画採取量を設定して連続揚湯試験を実施する。

水位が安定するまでを基本とし、3～7日間を目処に安定を確認する。6時間当たりの水位変動量が全体水位変化量のおおむね0.2%以内となるまでを目安とする。

4. 水位回復試験

連続揚湯試験終了後、ポンプを停止し水位回復試験を実施する。
観測は1日以上とする。

※連続揚湯試験中に弊社分析センターにより、温泉登録に必要な鉱泉分析を実施する。

●近隣及び周辺マンションへの説明記録

・対象の方について工事概要を基に説明させて頂きました。

※主な質疑は以下の通りとなります。

Q: 工事中は工事看板は付けますか。大型車両は1日に何台くらい出入りしますか。

A: 工事看板は設置いたします。大型車両は資材搬入の時と撤去の時間が一番出入りする時期となります。一日5台ほどの出入りがあると思います。掘削の作業に入りましたらADバンと4t車の出入りがあるくらいで頻繁な車両の出入りはありません。

Q: 櫓の倒壊だけが心配なので事前の点検や日常的な点検をお願いします。

地盤沈下や振動による影響が出そうな場合は連絡してください。

A: 櫓の下部分には防音シートをする場合がありますが上部分は基本的に風を通す構造になっております。

Q: 計画地にはどういったものができるのでしょうか。

A: 現在運営しているホテルの別邸という位置づけの温泉旅館を計画しております。

Q: 電源は何ですか。

A: 発電機です。掘削機の動力はモーターになります。

Q: 7時30分～8時30分までの時間は出社する職員が多いですので、配慮頂きたい

A: 7時30分～8時30分の時間には通勤及び搬入含め、かぶらないように致します。

Q: 敷地内に水井戸があるのですが、井戸に影響はないですか。

A: 600mまではセメンチングをし、孔内に水が入らない構造です。温泉井戸と水井戸では、水をとる地層が全く異なるので影響は出ません。

以 上

立川市錦町の温泉掘削に係る許可基準の適合状況

□許可の基準（温泉法第4条第1項各号）

- ・温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼさないこと（第1号）
- ・公益を害するおそれがないこと（第3号）

基準	本申請の内容
①温泉に係る地盤沈下防止対策及び適正利用について （平成17年1月17日東京都自然環境保全審議会答申） 制限距離以上を既存源泉からとること。制限距離以内に源泉が存在する場合は、揚湯量の合計が②に示される量以下であること。	制限距離：1000 m 制限距離内に既存源泉等なし
②温泉動力の装置の許可に係る審査基準 （平成10年7月1日東京都告示第724号） ・揚湯量：150 m ³ /日以下	112 m ³ /日
③温泉掘削・動力許可に関わる井戸・湧水の取扱いについて （平成20年9月9日東京都自然環境保全審議会温泉部会決定）	
ア 配慮を要する井戸への影響： 周辺1 km 以内の水道水源井戸又は水道未給水地域における生活の用に供する井戸	配慮を要する井戸なし
イ 配慮を要する湧水への影響： 周辺1 km 以内で、重要な役割を持つとして区市町村が指定又は判断する湧水	湧水あり
<周辺自治体からの申請に対する地下水保全に関する意見> 立川市：地下水及び湧水に影響の無いような適正な工事及び敷地内での雨水浸透促進を願いたい。 国立市：くれぐれも地下水、湧水への悪影響のないように。	

- ・可燃性天然ガスによる災害防止に関する基準に適合していること（第2号）

基準		本申請の内容
温泉法施行規則第1条の2各号		
ア	掘削口から敷地境界線までの水平距離が8 m以上であること (規則1条の2第1号)	水平距離 8 m以上
イ	火気を使用する設備を設置しないこと 火気を使用する作業をしないこと 火気の使用を禁止する旨を掲示すること (規則1条の2第2号)	火気設備を設置しない 火気作業(※)をしない 火気禁止を掲示する ※ケーシングパイプ溶接・溶断、 フランジ溶接作業を除く
ウ	掘削口から水平距離8 mの範囲内で、関係者以外の立入りを制限すること (規則1条の2第3号)	周囲にフェンスを設置し、立入りを制限する
エ	携帯型のガス測定器及び消火器を備えていること (規則1条の2第4号)	ガス測定器及び消火器を備え置く
オ	噴出防止装置及び警報設備を設置すること (規則1条の2第5号、第6号)	噴出防止装置：ラム型 検知器は掘削口直上に設置、 25%LELで発報
カ	毎日1回以上、掘削口の周辺のメタンの濃度を測定し保存すること (規則1条の2第7号、第9号)	毎作業日、メタンの濃度を測定し保存する
キ	掘削に係る災害防止規定を作成し、掘削の場所に備え置くこと (規則1条の2第10号)	現場事務所に備え置く
ク	災害その他の非常の場合には、「カ」の規定に従って必要な措置を行うこと (規則1条の2第11号)	必要な措置を行う

諮問第 4 6 5 号

羽村市羽の温泉掘削について

- | | | |
|---|-----|-------------|
| 1 | 申請者 | 西多摩衛生組合 |
| 2 | 目的 | 温浴施設へ供給（浴用） |
| 3 | 申請地 | 羽村市羽地内 |
| 4 | 地目 | 山林 |

 掘削工事

- | | |
|---------|----------------|
| ゆう出路の口径 | 199.9 ～102.3mm |
| ゆう出路の深度 | 2000 メートル |
| 施工方法 | ロータリー式垂直掘削 |

 利用計画（予定）

- | | |
|------|----------------|
| 施設概要 | 温浴施設 |
| 揚湯量 | 84.87 立方メートル／日 |

 申請地周辺の状況等（図 1 ～ 3 及び写真①～③）

- | | |
|------|---|
| 土地 | 申請者所有 |
| 周辺概況 | 既存温浴施設「フレッシュランド西多摩」に隣接。
環境センター（清掃工場）から北に約 100m。
周辺は住宅や学校等が立地する。 |

- | | |
|-----------------|----|
| 既存源泉等（半径 1km） | なし |
| 水道水源井戸等（半径 1km） | なし |
| 湧水（半径 1km） | なし |

 他法令関係

特になし

 可燃性天然ガス対策

噴出のおそれのある地域に該当するため、敷地境界から 8 メートル以上の離隔距離を確保する。

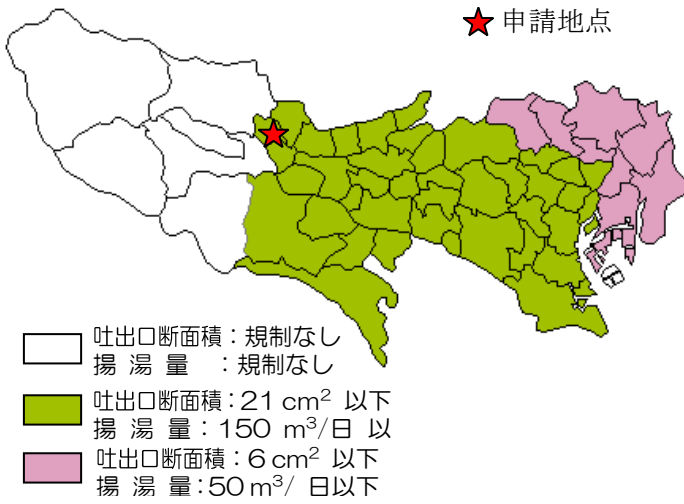
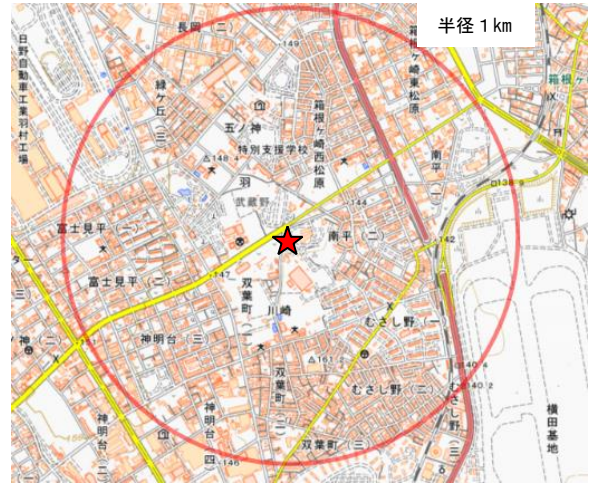
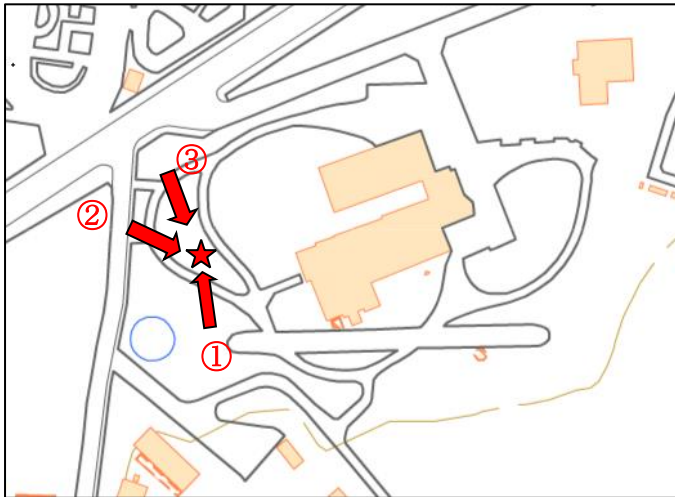


図1 申請地（広域図）



地理院地図（タイル）（国土地理院）を加工して作成

図2 周囲 1 km 付近の様子



地理院地図（タイル）（国土地理院）を加工して作成

図3 詳細図（撮影方向）



① 申請地点



② 申請地点周辺

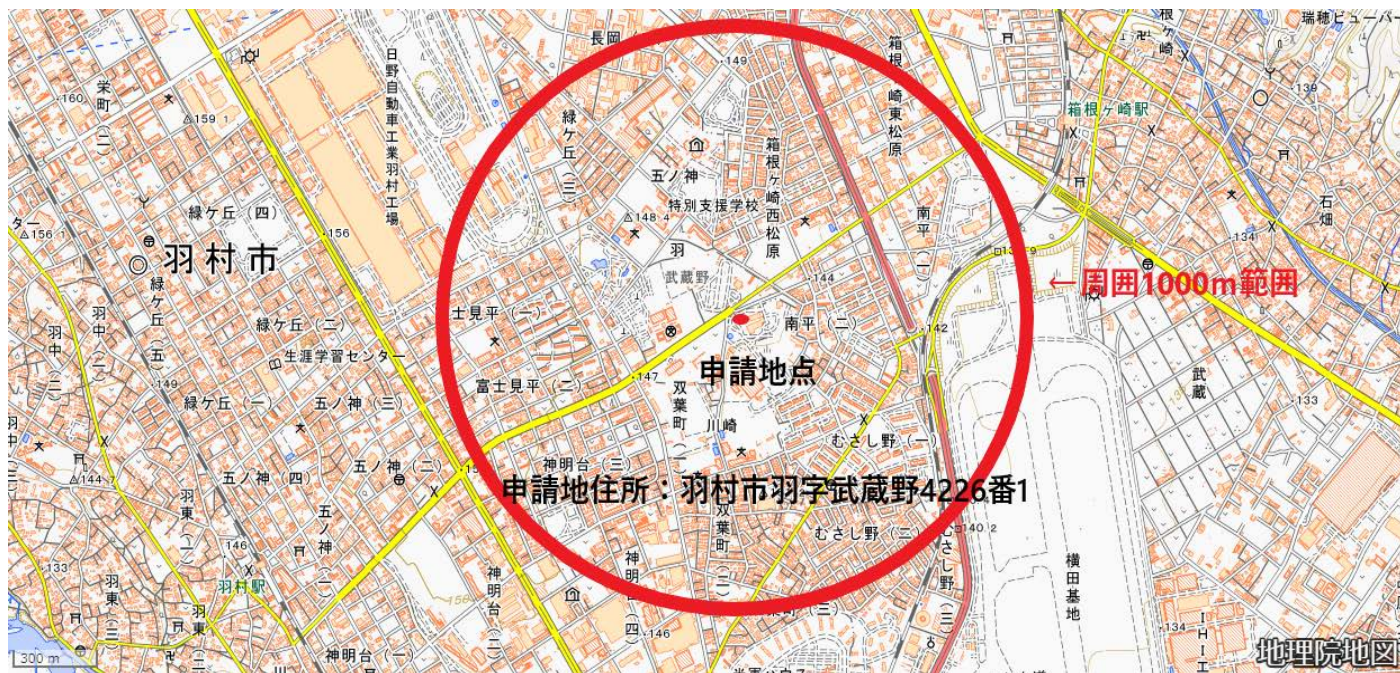


③ 申請地点周辺

羽村市羽の温泉掘削について
(事業者説明資料)

●掘削地点

東京都羽村市羽字武蔵野 4226 番 1



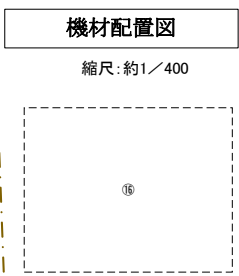
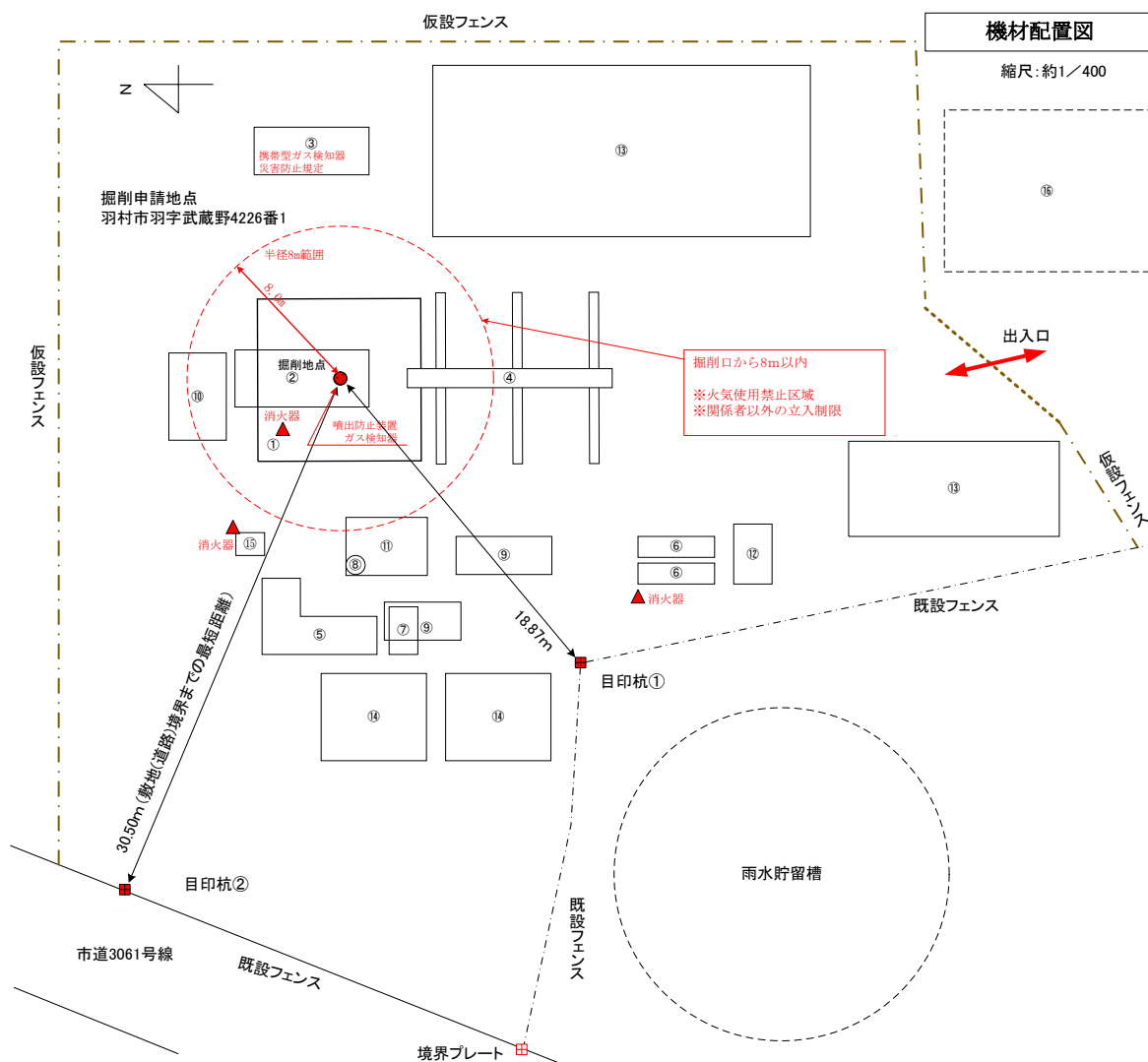
国土地理院地図

●掘削目的

フレッシュランド西多摩（日帰り温浴施設）における浴用に供するため。

● 施工計画

(1) 可燃性天然ガス対策



名 称	
①掘削槽	⑨泥水タンク
②ボーリングマシン	⑩清水タンク
③作業員事務所	⑪泥材置き場
④パイプ架台	⑫道工具倉庫
⑤泥水ポンプ	⑬資材置き場
⑥発電機	⑭泥水予備タンク
⑦シェーカータンク	⑮BOP操作盤
⑧泥水ミキサー	⑯車両置き場

※既設フェンス及び工事用の仮設フェンスには、それぞれ「火気厳禁」「立入禁止」の明示札を見やすい場所に取り付ける

(2) 環境対策等

・廃棄物の処理

- ・掘削工事中に発生する土砂・廃泥土及び廃泥水の処理は以下の方法により行い、外部への流出を防止し、隣接地及び河川等を汚染しないように対策を講じる。
 - ①掘削機械設置後、泥水循環ラインの構築とともに、現場内空き地に泥水タンク・泥水予備タンク等を設けそこに仮溜めする。
 - ②凝集剤を用いて固形物と上水に分離する。
 - ③掘削土砂混り泥水は、分離器を使用して土砂(地層構成物)と泥水とに分離する。分離された土砂は、地上に仮置きし現場内敷き均しを行う(敷き均し不可の場合は産廃処理する)。泥水については、循環ラインにより再利用する。なお、泥水タンク内に沈殿する汚泥は、適法に処理する。
 - ④循環再利用している泥水も適法に処理する。
 - ⑤予期せぬ事態等で、泥水がタンクから溢れる恐れのある場合は、バキューム車を常備し何時でも処理できる体制を取る。
 - ⑥降雨等により仮置き場から流出しないように、シートや土嚢等により養生を行う。
 - ⑦使用泥水は、植物、動物等に無害なベントナイトを使用する。

・騒音振動等公害対策と近隣への対応

- ・騒音規制法、振動規制法及び東京都環境確保条例を遵守する。
- ・建設作業に関する「特定建設作業」に該当する機械を使用する場合は、工事前に届出を行う。
- ・工事予定地周辺の住民に対し事前説明を行い、工事期間中の協力を求めるが、苦情が発生した場合には速やかに誠意を持って対応する。
なお、温泉掘削作業に苦情の原因がある場合は、作業の中断等を実施し、対策をとった上で工事を再開する。

・関係法令・関係機関との協議

- ・都市計画法 温泉掘削は特に問題はないが、市街化調整区域の住宅造成等規制区域なので建築物を作るようであれば、再度確認し別途指導となる。

・その他施工に関する対応について

・交通対策

掘削工事現場は、大きな区画で立入禁止された敷地の奥に存在するが、機材や資材の搬入時は、出入り口付近に人員を配置し、第三者や車両等との接触事故を防止する。

・防火対策

- ①掘削孔及び周囲に複数の消火器を配置すると共に、火気の使用にあたっては可燃性ガスの有無を測定器にて検査してから実施する。
- ②安全担当者及び代理者を定め、防火対策を行うと共に次に掲げる事項を実施する。
 - ・温泉掘削工事の施工に対する安全確保に関すること。
 - ・災害防止の為の設備の点検、維持管理等に関すること。
 - ・災害その他の非常の場合の対応等に関すること。

(3) 揚湯試験

- ・予備揚湯である程度の井戸能力を把握した後、下記の揚湯試験を実施し、温泉の井戸能力を確認する。
 - ①段階揚湯試験
 - ②連続揚湯試験
 - ③回復試験
- ・揚湯試験時の排水処理については、複数の沈殿槽を設置し、細砂・泥等を充分沈殿させてから、必要に応じて下水道放流基準値以下になるように対策してから場内の下水道に放流する。

●近隣への事前説明結果

協議会(近隣住民合同会議)を令和元年9月5日(木) フレッシュランド西多摩集会施設ふれあい館にて実施した。

またその他、近隣住民には、令和2年10月30日、11月2日、各住宅に回り説明をした。不在宅には工事説明をポスト投函した。特に意見等はありませんでした。

令和2年10月

ご近隣各位 様

温泉掘削許可申請者
東京都羽村市羽 4235 番地
西多摩衛生組合

温泉掘削許可申請業務受託人
東京都千代田区東神田 1-5-2
ケー・ビー・システムズ株式会社

温泉掘削許可申請に関するご案内

拝啓

皆様方におかれましては、益々ご清栄の事とお慶び申し上げます。

さて、この度フレッシュランド西多摩地内(東京都羽村市羽字武蔵野 4226 番 1)におきまして、温泉掘削許可の申請をいたします。温泉掘削許可の取得後、温泉掘削工事を令和3年度に計画をいたしております。工事施工につきましては、騒音・振動・災害防止・可燃性天然ガスの噴出防止・交通安全対策等皆様方にご迷惑をかけない様に細心の注意を払い、「安全第一」を目標に施工を行ってまいりますので、皆様方の本計画に対するご理解とご協力を賜ります様、何卒宜しくお願い申し上げます。

なお、温泉掘削工事を施工する場合は施工前にあらためて工事についてのご案内、ご説明いたしますのでよろしくご願ひいたします。

敬具

この計画につきましてのご質問、お問い合わせにつきましては、下記までご連絡頂きますようお願いいたします。

連絡先

〒205-0012 東京都羽村市羽 4235 番地
西多摩衛生組合
TEL 042-554-2409

〒101-0031 東京都千代田区東神田 1-5-2
ケー・ビー・システムズ株式会社
TEL 03-3861-7501

羽村市羽の温泉掘削に係る許可基準の適合状況

□許可の基準（温泉法第4条第1項各号）

- ・温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼさないこと（第1号）
- ・公益を害するおそれがないこと（第3号）

基準	本申請の内容
①温泉に係る地盤沈下防止対策及び適正利用について （平成17年1月17日東京都自然環境保全審議会答申） 制限距離以上を既存源泉からとること。制限距離以内に源泉が存在する場合は、揚湯量の合計が②に示される量以下であること。	制限距離：1000 m 制限距離内に既存源泉等なし
②温泉動力の装置の許可に係る審査基準 （平成10年7月1日東京都告示第724号） ・揚湯量：150 m ³ /日以下	84.87 m ³ /日
③温泉掘削・動力許可に関わる井戸・湧水の取扱いについて （平成20年9月9日東京都自然環境保全審議会温泉部会決定）	
ア 配慮を要する井戸への影響： 周辺1 km 以内の水道水源井戸又は水道未給水地域における生活の用に供する井戸	配慮を要する井戸なし
イ 配慮を要する湧水への影響： 周辺1 km 以内で、重要な役割を持つとして区市町村が指定又は判断する湧水	配慮を要する湧水なし
<周辺自治体からの申請に対する地下水保全に関する意見> 羽村市：なし 瑞穂町：防災用井戸、事業用井戸があることから、掘削による影響が出ないことを望みます。	

- ・可燃性天然ガスによる災害防止に関する基準に適合していること（第2号）

基準		本申請の内容
温泉法施行規則第1条の2各号		
ア	掘削口から敷地境界線までの水平距離が8m以上であること (規則1条の2第1号)	水平距離 8m以上
イ	火気を使用する設備を設置しないこと 火気を使用する作業をしないこと 火気の使用を禁止する旨を掲示すること (規則1条の2第2号)	火気設備を設置しない 火気作業(※)をしない 火気禁止を掲示する ※ケーシング溶接作業を除く
ウ	掘削口から水平距離8mの範囲内で、関係者以外の立入りを制限すること (規則1条の2第3号)	周囲にフェンスを設置し、立入りを制限する
エ	携帯型のガス測定器及び消火器を備えていること (規則1条の2第4号)	ガス測定器及び消火器を備え置く
オ	噴出防止装置及び警報設備を設置すること (規則1条の2第5号、第6号)	噴出防止装置：アニュラー型 検知器は掘削口付近に設置、 25%LELで発報
カ	毎日1回以上、掘削口の周辺のメタンの濃度を測定し保存すること (規則1条の2第7号、第9号)	毎作業日、メタンの濃度を測定し保存する
キ	掘削に係る災害防止規定を作成し、掘削の場所に備え置くこと (規則1条の2第10号)	現場事務所に備え置く
ク	災害その他の非常の場合には、「カ」の規定に従って必要な措置を行うこと (規則1条の2第11号)	必要な措置を行う

諮問第 4 6 6 号

台東区元浅草の温泉動力の装置について

- | | | |
|---|-----|-------------|
| 1 | 申請者 | 個人（日の出湯） |
| 2 | 目的 | 公衆浴場へ供給（浴用） |
| 3 | 申請地 | 台東区元浅草地内 |
| 4 | 地目 | 宅地 |

□ 温泉井戸の経緯

既設の地下水井戸の分析の結果、温泉に該当した。

□ 温泉の現況

- | | |
|-------|-------------------------|
| 深 度 | 120 メートル |
| 静 水 位 | GL-7.4 メートル |
| 動 水 位 | GL-9.21 メートル（連続揚湯試験実施時） |
| 泉 温 | 17.8 °C |
| 泉 質 | 泉質名なし（メタけい酸の項により温泉適合） |

□ 申請する動力

- | | |
|--------|-----------------------------|
| 出 力 | 3.7 キロワット |
| 吐出口断面積 | 17.57 平方センチメートル |
| 吐 出 量 | 180-300 リットル／分（全揚程 29 メートル） |

□ 揚湯量

63.4 立方メートル／日

□ 申請地周辺の状況等（図1～3及び写真①～③）

- | | |
|-----------------|---|
| 土 地 | 申請者所有 |
| 周辺概況 | 東京メトロ銀座線稲荷町駅から東に約 200m
周辺は住宅のほか、事業所等が立地する。 |
| 既存源泉（半径 1km） | あり（申請地から約 760m） |
| 水道水源井戸等（半径 1km） | なし |
| 湧 水（半径 1km） | なし |

□ 他法令関係

特になし

□ 可燃性天然ガス対策

可燃性天然ガス濃度測定の結果、未検出

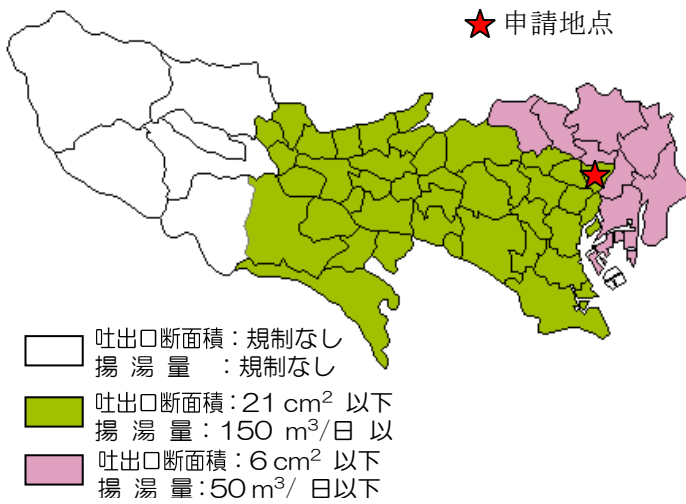


図1 申請地（広域図）

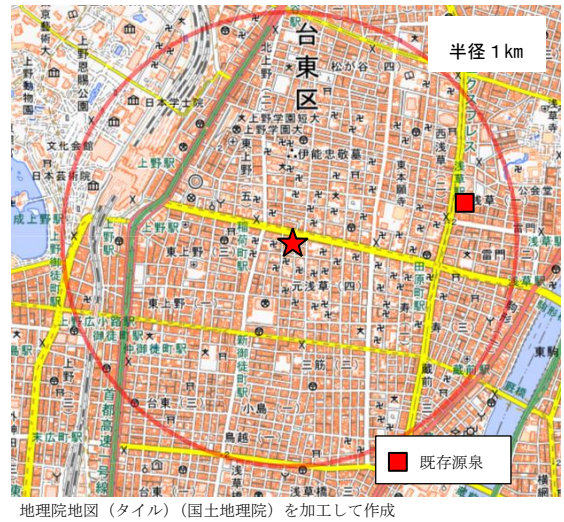


図2 周囲 1 km 付近の様子

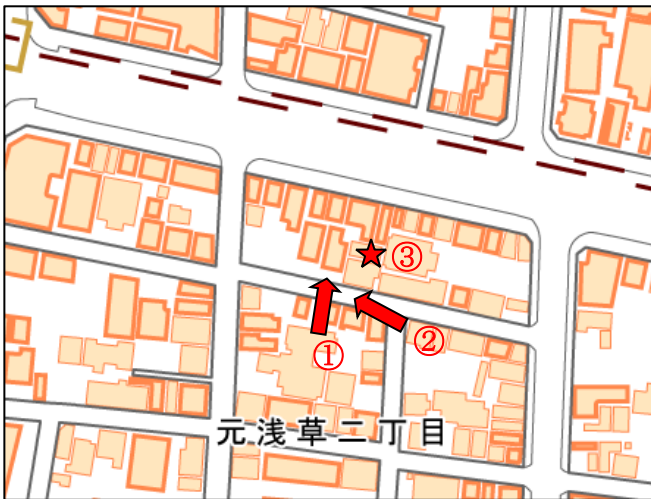


図3 詳細図（撮影方向）



① 申請地点周辺



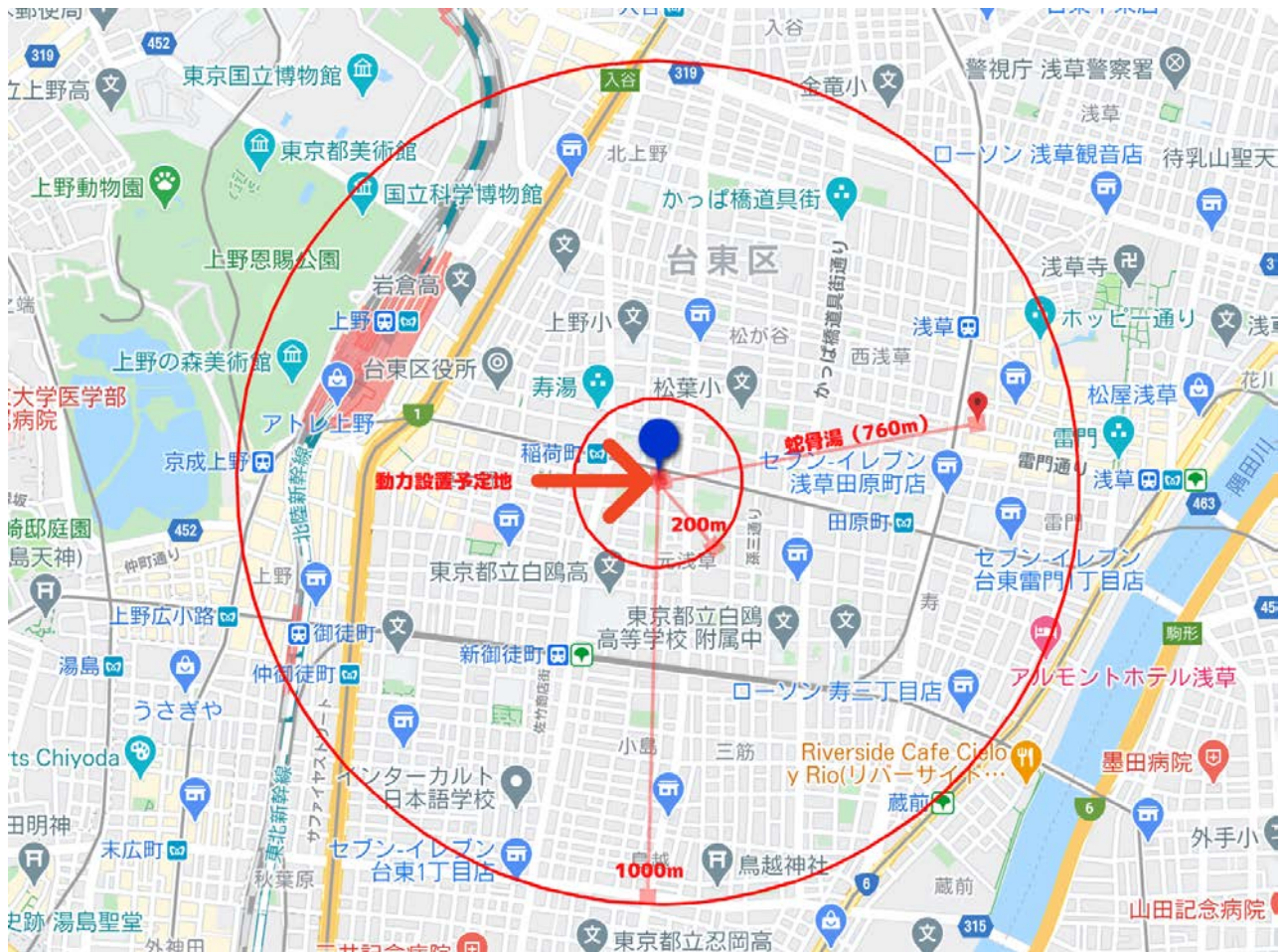
② 申請地点周辺



③ 温泉井戸周辺状況

台東区元浅草の温泉動力の装置について
(事業者説明資料)

1.動力装置設置地点



申請地点: 台東区元浅草2-10-5

出典 GoogleMAP

2.モニタリング計画

稼働後における揚水量の調査は、
時間計を取り付けモニタリングを行う。

地下水と温度はアルファ工学ロープ式水位計水
温計にて毎月1日にモニタリングを行う。

3.温泉分析結果



甲第3755号

温泉分析書

(鉱泉分析試験による分析成績)

1. 分析申請者 住所 氏名
2. 源泉名及び湧出地 源泉名 浅草天然温泉
湧出地 東京都台東区元浅草2-10-5
採水場所 地下貯湯槽
3. 湧出地における調査及び試験成績
(イ)調査及び試験者 公益財団法人 中央温泉研究所
(ロ)調査及び試験年月日 令和2年1月15日
(ハ)泉温 17.8℃(調査時における気温6℃)
(ニ)湧出量 270 L/min(掘削・動力揚湯)
(ホ)知覚的試験 無色澄明無味無臭
(ヘ)pH値 7.8
(ト)電気伝導率 31.3 mS/m(25℃)
(チ)ラドン(Rn) Bq/kg($\times 10^{-10}$ Ci/kg, マッヘ単位)
4. 試験室における試験成績
(イ)試験者 公益財団法人 中央温泉研究所
(ロ)分析終了年月日 令和2年1月27日
(ハ)知覚的試験 無色澄明無味無臭(試料採取8時間後)
(ニ)密度 0.9984 g/cm³(20℃/4℃)
(ホ)pH値 8.15
(ヘ)蒸発残留物 0.227 g/kg (110℃)
5. 試料1kg中の成分・分量及び組成

(イ) 陽イオン			
成分	ミigram	ミバル	ミバル%
ナトリウムイオン(Na ⁺)	30.3	1.32	38.71
カリウムイオン(K ⁺)	7.1	0.18	5.28
アンモニウムイオン(NH ₄ ⁺)	0.6	0.03	0.88
マグネシウムイオン(Mg ²⁺)	8.0	0.66	19.35
カルシウムイオン(Ca ²⁺)	23.7	1.18	34.60
アルミニウムイオン(Al ³⁺)	0.4	0.04	1.17
マンガン(II)イオン(Mn ²⁺)	<0.1	--	--
鉄(II)イオン(Fe ²⁺)	<0.1	--	--
陽イオン計	70.1	3.41	100

(ロ) 陰イオン			
成分	ミigram	ミバル	ミバル%
フッ化物イオン(F ⁻)	<0.1	--	--
塩化物イオン(Cl ⁻)	16.8	0.47	13.82
臭化物イオン(Br ⁻)	<0.1	--	--
硫酸イオン(SO ₄ ²⁻)	5.4	0.60	0.00
硫化水素イオン(HS ⁻)	<0.1	--	--
チオ硫酸イオン(S ₂ O ₃ ²⁻)	<0.1	--	--
硫酸イオン(SO ₄ ²⁻)	2.4	0.05	1.47
硝酸イオン(NO ₃ ⁻)	0.2	0.00	0.00
炭酸水素イオン(HCO ₃ ⁻)	175.1	2.87	84.41
炭酸イオン(CO ₃ ²⁻)	0.3	0.01	0.29
陰イオン計	195.2	3.40	100

(ハ) 遊離成分			
非解離成分	ミigram	ミモル	
メタけい酸(H ₂ SiO ₃)	58.6	0.75	
メタほう酸(H ₂ BO ₃)	1.5	0.03	
非解離成分計	60.1	0.78	

溶存ガス成分			
成分	ミigram	ミモル	
遊離二酸化炭素(CO ₂)	2.6	0.06	
遊離硫化水素(H ₂ S)	<0.1	--	
溶存ガス成分計	2.6	0.06	

溶存物質計(ガス性のものを除く) 0.325 g

成分総計 0.328 g

(ニ) その他微量成分 (mg)

総水銀(Hg)	0.0005 未満	総ひ素(As)	0.005 未満
銅(Cu)	0.05 未満	亜鉛(Zn)	0.01 未満
鉛(Pb)	0.05 未満	カドミウム(Cd)	0.01 未満

6. 判定
温泉法第二条の別表中に示されたメタけい酸(H₂SiO₃)の項で温泉法の温泉に適合する。ただし療養泉には該当しないので泉質名はない。

7. 禁忌症等 温泉分析書別表中5に記載する。
令和2年10月27日

登録番号 14 健地衛
東京都北区滝野川三丁目
公益財団法人 中央温泉
理事長

温泉分析書別表



甲第3755号

温泉分析書別表

1. 源 泉 名 浅草天然温泉
2. 湧 出 地 東京都台東区元浅草2-10-5
3. 温泉分析申請者 XXXXXXXXXX
4. 判 定 温泉法第二条の別表中に示されたメタけい酸(H₂SiO₃)の項で温泉法の温泉に適合する。
ただし療養泉には該当しないので泉質名はない。
5. 分析結果による禁忌症及び入浴上の注意は、環境省自然環境局長通知(平成26年7月1日)環自総発第1407012号によれば次のとおりである。
【浴用の禁忌症】
一般的禁忌症 病気の活動期(特に熱のあるとき)、活動性の結核、進行した悪性腫瘍又は高度の貧血など身体衰弱の著しい場合、少し動くと息苦しくなるような重い心臓又は肺の病気、むくみのあるような重い腎臓の病気、消化管出血、目に見える出血があるとき、慢性的病気の急性増悪期。

入浴上の注意
浴用の方法及び注意
温泉の浴用は、以下の事項を守って行う必要がある。
ア. 入浴前の注意
(ア) 食事の直前、直後及び飲酒後の入浴は避けること。酩酊状態での入浴は特に避けること。
(イ) 過度の疲労時には身体を休めること。
(ウ) 運動後30分程度の間は身体を休めること。
(エ) 高齢者、子供及び身体の不自由な人は、1人での入浴は避けることが望ましいこと。
(オ) 浴槽に入る前に、手足から掛け湯をして温度に慣らすとともに、身体を洗い流すこと。
(カ) 入浴時、特に起床直後の入浴時などは脱水症状等にならないよう、あらかじめコップ一杯程度の水分を補給しておくこと。
イ. 入浴方法
(ア) 入浴温度 高齢者、高血圧等若しくは心臓病の人又は脳卒中を経験した人は、42℃以上の高温浴は避けること。
(イ) 入浴形態 心肺機能の低下している人は、全身浴よりも半身浴又は部分浴が望ましいこと。
(ウ) 入浴回数 入浴開始後数日間は、1日当たり1～2回とし、慣れてきたら2～3回まで増やしてもよいこと。
(エ) 入浴時間 入浴温度により異なるが、1回当たり、初めは3～10分程度とし、慣れてきたら15～20分程度まで延長してもよいこと。
ウ. 入浴中の注意
(ア) 運動浴を除き、一般に手足を軽く動かす程度にして静かに入浴すること。
(イ) 浴槽から出る時は、立ちくらみを起こさないようにゆっくり出ること。
(ウ) めまいが生じ、又は気分が不良となった時は、近くの人に助けを求めつつ、浴槽から頭を低い位置に保ってゆっくり出て、横になって回復を待つこと。
エ. 入浴後の注意
(ア) 身体に付着した温泉成分を温水で洗い流さず、タオルで水分を拭き取り、着衣の上、保温及び30分程度の安静を心がけること(ただし、肌の弱い人は、刺激の強い泉質(例えば酸性泉や硫黄泉等)や必要に応じて塩素消毒等が行われている場合には、温泉成分等を温水で洗い流した方がよいこと)。
(イ) 脱水症状等为了避免するため、コップ一杯程度の水分を補給すること。
オ. 湯あたり
温泉療養開始後おおむね3日～1週間前後に、気分不快、不眠若しくは消化器症状等の湯あたり症状又は皮膚炎などが現れることがある。このような状態が現れている間は、入浴を中止するか、又は回数を減らし、このような状態からの回復を待つこと。
カ. その他
浴槽水の清潔を保つため、浴槽にタオルは入れないこと。

(注)この別表は温泉法第18条による掲示に必要な参考資料となるものである。

令和2年10月27日

登録番号 14 健地衛
東京都北区滝野川三丁目
公益財団法人 中央温泉
理事長 XXXXXXXXXX

4.可燃性天然ガスの測定結果



気第380号

可燃性天然ガス測定結果報告書 (温泉法施行規則第6条の6第1項に係る測定調査)

1. 分析申請者 住所 [Redacted]
氏名 [Redacted]
2. 湧出地及び源泉名 湧出地 東京都台東区元浅草2-10-5
源泉名 浅草天然温泉
3. 源泉の温泉分析書 (イ) 温泉分析書発行年月日 令和2年10月27日
(ロ) 温泉分析書整理番号 甲第3755号
(ハ) 分析機関名 公益財団法人中央温泉研究所 (登録番号:14健地衛第1号)
4. 現地における調査及び試験成績
(イ) 調査及び試験者 公益財団法人中央温泉研究所 [Redacted]
(ロ) 調査及び試験年月日 令和2年1月15日
(ハ) 泉温 17.8℃(気温6℃)
(ニ) 湧出量 270リットル/分
(ホ) ガス水比 不明(温泉付随ガスの気泡が確認できない)
(ヘ) 揚湯方法

<input type="checkbox"/>	自然湧出
<input type="checkbox"/>	掘削自噴
<input checked="" type="checkbox"/>	掘削動力揚湯(水中ポンプ)
<input type="checkbox"/>	掘削動力揚湯(エアリフト)
<input type="checkbox"/>	その他の掘削動力揚湯()

(ト) 採用した測定方法

測定方法	基準値
<input type="checkbox"/>	水上置換法 50 %LEL
<input type="checkbox"/>	水上置換-ガスクロマトグラフ法 50 %LEL
<input checked="" type="checkbox"/>	槽内空気測定法 25 %LEL
<input type="checkbox"/>	ヘッドスペース法 5 %LEL
<input type="checkbox"/>	予備的空気濃度測定 -
水上置換法、槽内空気測定法ができなかった理由:	

(リ) 測定場所

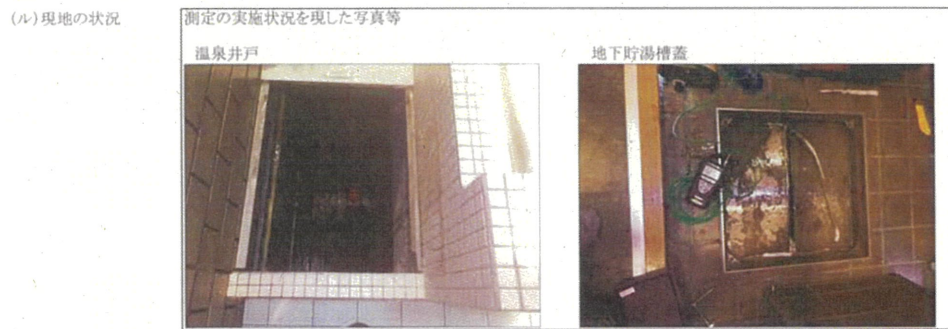
<input checked="" type="checkbox"/>	温泉井戸
<input type="checkbox"/>	温泉井戸に最も近い開口部(地下貯湯槽)
<input type="checkbox"/>	その他(測定場所:)
選定の理由:	

(チ) 測定機器のセンサ方式

<input checked="" type="checkbox"/>	接触燃焼式可燃性ガスセンサ (機種:新コスモス電機株式会社製XP-3110)
<input type="checkbox"/>	その他のセンサ()
<input type="checkbox"/>	ガスクロマトグラフ(検出器:)

(ヌ) 測定できない理由

--



(ヲ) 測定値: 槽内空気測定法 0 %LEL (基準値 25 %LEL)

(ワ) 所見 (ヲ) 槽内空気測定時における槽内の酸素濃度は18(vol.%)以上であった。また、温泉井戸ケーシング上端の隙間の可燃性天然ガス濃度は0[%LEL]であった。本温泉は相当量の可燃性ガスを含んでいない。

令和2年10月27日

登録番号 14 健地
東京都北区滝野川三丁目
公益財団法人 中央温
理事長 [Redacted]

台東区元浅草の温泉動力の装置に係る許可基準の適合状況

□許可の基準（温泉法第4条第1項各号）

- ・温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼさないこと（第1号）
- ・公益を害するおそれがないこと（第3号）

基準		本申請の内容
①温泉に係る地盤沈下防止対策及び適正利用について （平成17年1月17日東京都自然環境保全審議会答申） 制限距離以上を既存源泉からとること。制限距離以内に源泉が存在する場合は、揚湯量の合計が②に示される量以下であること。		制限距離：200 m 最寄りの既存源泉からの距離は200m以上
②温泉動力の装置の許可に係る審査基準 （平成10年7月1日東京都告示第724号） ・吐出口断面積：21 cm ² 以下 ・揚湯量：150 m ³ /日以下		吐出口断面積：17.57 cm ² 揚湯量：63.4 m ³ /日
③温泉掘削・動力許可に関わる井戸・湧水の取扱いについて （平成20年9月9日東京都自然環境保全審議会温泉部会決定）		
ア	配慮を要する井戸への影響： 周辺1 km 以内の水道水源井戸又は水道未給水地域における生活の用に供する井戸	配慮を要する井戸なし
イ	配慮を要する湧水への影響： 周辺1 km 以内で、重要な役割を持つとして区市町村が指定又は判断する湧水	配慮を要する湧水なし
<周辺自治体からの申請に対する地下水保全に関する意見> 台東区：特になし		